

2 環境監視の概要

2-1 環境監視の実施状況

事業者は、「関西国際空港の存在・運用に係る環境監視計画」（平成19年3月策定、令和7年3月最終改定。以下「環境監視計画」という。）に基づき、関西国際空港に係る環境監視を表2-1のとおり実施した。

表2-1 環境監視実施状況

監視項目	測定・調査項目	調査範囲	調査点	調査頻度
大気質、気象	窒素酸化物(二酸化窒素・一酸化窒素)、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、炭化水素(メタン・非メタン)、風向・風速	空港島対岸部	1地点	常時測定
水質	透明度、水温、塩分、pH、DO、COD、T-N、T-P、クロロフィル a、SS	内部水面海域 ※2	3点	2回（8月、2月）
底質	泥温、強熱減量、粒度組成、pH、COD、硫化物、T-N、T-P	内部水面海域 ※2	3点	2回（8月、2月）
騒音	航空機騒音	大阪湾沿岸地域及び飛行経路周辺地域	12 地点(常時)※1、3	常時測定
			20 数地点(定期)※1	1回（12月）又は2回（6月、12月）
飛行経路、高度	飛行経路、高度	大阪湾沿岸地域及び飛行経路周辺地域	1地点	2回（6月、12月）
			3地点	1回（7月又は10月）
海域生物	底生生物	内部水面海域 ※2	3点	2回（8月、2月）

※1 9市4町の区域外を含む

※2 一期空港島と二期空港島の間の海域

※3 新たな飛行経路が令和7年3月20日から運用されたことに伴い、同日から2地点（兵庫県）で常時測定を開始

監視機構では、上記の環境監視の結果に加え、空港周辺の地域や海域で大阪府が実施した環境監視（表2-2）の結果も活用して、評価を行った。

表2-2 空港周辺の環境監視の状況

監視項目	測定・調査項目	調査点	調査頻度
大気質、気象	窒素酸化物(二酸化窒素・一酸化窒素)、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、炭化水素(メタン・非メタン)	10地点 (光化学オキシダントは7地点、炭化水素は2地点)	常時測定
水質	透明度、水温、塩分、pH、DO、COD、T-N、T-P、クロロフィル a、SS	4点	2回（8月、2月）
底質	泥温、強熱減量、粒度組成、pH、COD、硫化物、T-N、T-P	1点	2回（8月、2月）
騒音	航空機騒音	2地点	1回（10月）

2-2 環境保全目標

事業者は、環境基準や大阪府の定める生活環境保全目標の達成・維持に支障を及ぼすことのないよう、環境監視計画において、表2-3に示す環境保全目標を定めている。

表2-3 環境監視計画における環境保全目標

監視項目		環境保全目標
騒音	航空機騒音	航空機騒音に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第154号)の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
大気質	二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年環境庁告示第38号)の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
	浮遊粒子状物質	大気の汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
	全炭化水素	大気質に著しい変化を生じさせないこと。
	非メタン炭化水素	大阪府の定める生活環境保全目標の光化学オキシダントに係る非メタン炭化水素の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
	光化学オキシダント	高濃度の発生に著しい変化を生じさせないこと。
水質	浮遊物質	水質に著しい変化を生じさせないこと。
	化学的酸素要求量 水素イオン濃度 溶存酸素量 全窒素、全りん	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
	水温、塩分等	水質に著しい変化を生じさせないこと。
底質		底質に著しい変化を生じさせないこと。
水生生物	海域生物	海域生物に著しい影響を及ぼさないこと。
陸生動物	鳥類	鳥類に著しい影響を及ぼさないこと。

※ 環境基準の具体的数値等については、資料の環境基準一覧(関係分)を参照